

町の申告受け付けは2月13日～3月17日 お済みですか？ 税の申告準備

今年も町・県民税の申告、所得税の確定申告の時期を迎えました。町では、2月13日から令和6年中（昨年1月から12月まで）の申告を受け付けます。申告納税相談は、令和7年度の町・県民税、国民健康保険税などの課税の基礎となる重要な手続きです。忘れずに申告をしましょう。



町・県民税の申告納税相談 Q & A

- Q. 申告期間はいつですか？
A. 2月13日から3月17日まで左表の日程で行います。なお、指定日に都合のつかない人は事前に電話でご連絡ください。
- Q. 収入がない場合でも、申告は必要ですか？
A. 令和7年1月1日現在で18歳以上の人であれば、収入がなかったことを申告しないと未申告者となり、各種行政サービスを受けられなくなる恐れがありますので必ず町役場町民税務課までご連絡ください。
- Q. 会社で働いていますが、申告の必要はありますか？
A. 勤務先で年末調整をしていない場合や、複数の勤務先から給与を受給している場合は申告が必要になります。また、給与以外にも20万円以上の所得がある場合も申告が必要です。
- Q. 年金収入のみの場合でも申告は必要ですか？
A. 控除漏れなどがなければ年金収入が400万円以下の場合は申告をする必要はありませんが、その他に収入がある場合は町役場町民税務課までご連絡ください。
- Q. 農業、営業の所得を申告をする際に領収書以外に何が必要ですか？
A. 帳簿や農業所得関係計算書を作成し、申告会場に持参してください。（農業所得関係計算書は12月に区長文書で全戸に配布しています）
- Q. 年の途中で転入・転出をした場合はどちらの市町村に申告しますか？
A. 令和7年1月1日現在の住所地の市町村で申告してください。



記帳・帳簿の保存

農業を含む個人事業や不動産事業、山林事業などを行う全ての人に、記帳・帳簿書類の保存が必要になります。収入金額や経費を記載した帳簿、受け取った請求書や領収書などを5～7年の一定期間保存する必要があります。

マイナンバーの記載と本人確認

所得税などの申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、提出の際には本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証など）の写しの添付が必要です。

申告に関する問い合わせはこちらまで！
町民税務課 税務係
☎45-2212

申告納税相談の日程確認は**広報紙・ケーブルテレビ**で！

例年、申告納税相談の日程は、自治区長を通じて全戸配布していましたが、広報紙・ケーブルテレビの文字放送でもお知らせしているため、**全戸配布はいたしません。**なお、町ホームページからも確認できます。



町民税務課
石本 副主査

申告納税相談日程・会場一覧

月	日	曜日	午前受付	午後受付	会場・受付時間
2月	13	木	向原・下松・中ノ沢・弥生	松峯・真ヶ沢・宮野	奥川みらい交流館 午前受付 9時30分～11時 午後受付 1時～3時
	14	金	杉山・山浦・出戸・塩	新町・小山・弥平四郎	
	17	月	小屋・極入・小綱木	道目・中町・梨平・大舟沢	
	18	火	予備日 [奥川地区]		
	19	水	呼賀・滝坂・橋立	小清水・滑沢・井谷・八重窪	
	20	木	荒木・平明・原	漆窪・新村・樟山	
	21	金	徳沢・高目	上野尻5・下野尻1・熊沢	
	25	火	上野尻1・下野尻2・柴崎	上野尻2・上野尻3	
	26	水	端村・白坂・屋敷	上野尻6・下野尻3	
3月	3	月	尾登・泥浮山・牛尾	程窪・山口・軽沢	町役場 3階大会議室 午前受付 8時30分～11時 午後受付 1時～4時
	4	火	堀越	萱本	
	5	水	縄沢・長桜	4町内・西林・青坂	
	6	木	下小屋・西原	上小島	
	7	金	3町内	10町内・塩喰・下小島	
	8	土	予備日 [地区指定なし]		
	10	月	四岐・大久保・中野	2町内・黒沢	
	11	火	7町内・西平・小杉山	8町内・9の1・戸中	
	12	水	5町内・橋屋	1町内・芹沼	
	13	木	芝草	6町内・さゆりが丘	
14	金	9の2・牧	安座		
17	月	予備日 [地区指定なし]			

※各日混雑によりお待たせする場合がございますので、**なるべく指定日時での申告にご協力をお願いします。**
※午前・午後ともに指定時間内に受け付けを済ませてください。

注意 申告に必要なもの チェックしてみましょう！

- 給与所得の人は、勤務先から交付された源泉徴収票
 - 事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得などの収入金額および経費が分かる書類（帳簿）
 - 農業所得のある人は、農業収入などの経費をまとめた農業所得関係計算書および領収書
 - 諸控除の証明書や領収書、具体的には、生命保険・個人年金控除証明書、建物地震（火災）保険証明書、国民年金の領収書、医療費の領収書・通知書など
 - 税務署から申告のハガキが届いた場合は、そのハガキ
 - 通帳（所得税の還付が発生することがあるため）
 - マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび本人確認書類（運転免許証など）
 - 【医療費控除を受ける場合のみ】領収書を人と病院・薬局・介護サービスごとに分けて計算して作成した明細書（明細書を未作成の場合は会場で作成してもらいます）
- 例：野沢 太郎 ○○病院 12,000円 △△病院 5,000円 ☆☆薬局 10,000円

申告相談に応じることができません。必要な書類などがない場合、原則として